

# 軽自動車税 減免申請を お忘れなく

軽自動車を、障害者自身が所有・運転する場合や、障害者の通院や生業などのために生計を一にする人が所有・運転する場合、軽自動車税の減免を受けることができます。

また、公益のため直接専用するものと認められる車両についても、減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

**申込み** 4月1日(月)～5月31日(金)に税務課管理係(☎95-9876)

## 申請の条件と必要書類

車両	障害	①身体などに障害のある人が所有する車両 ②18歳未満の障害者と生計を一にする人が所有する車両 ③知的障害者または精神障害者と生計を一にする人が所有する車両
	構造	④身体障害者などが利用するための特殊構造をした車両 ※8ナンバーの車両で、車検証に「身体障害者輸送用」「車いす移動車」などと書かれているもの
台数	障害者1人につき1台	
持ち物	車検証、車両所有者のはんこ・マイナンバーの分かるもの、運転する人の運転免許証、各種手帳(④の場合を除く)	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通自動車の減免を受けている人や、福祉タクシー料金助成制度を利用している人は、減免を受けられません。</li> <li>車検証に「事業用」と記載されている車両は対象外です。</li> <li>世帯が別で生計を一にしている人が所有する軽自動車などを申請する場合や、常時介護している人が運転する場合は、それぞれ申出書類が必要です。</li> </ul>	

## 軽自動車税の減免区分表 (2つ以上の障害がある場合は、総合等級ではなく、それぞれの障害の級で判断)

区 分		障害者自身が運転する場合	障害者と生計を一にする人または障害者を常時介護する人が運転する場合	
身体障害者手帳	視 覚 障 害	1～4級		
	聴 覚 障 害	2・3級		
	平 衡 機 能 障 害	3級		
	音 声 機 能 障 害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
	上 肢 不 自 由	1・2級		
	下 肢 不 自 由	(*) 1～6級	1～3級	
	体 幹 不 自 由	1～3級、5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級	
		移動機能	(*) 1～6級	1～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障害		1、3・4級	1、3級
	免 疫 機 能 障 害		1～4級	
肝 臓 機 能 障 害		1～3級		
療 育 手 帳		A		
愛 護 手 帳		1・2度、A		
精神障害者保健福祉手帳		1級		

※7級(\*)でほかの障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている人は6級の区分とします。また、戦傷病者手帳を持つ人も、場合によっては減免が受けられます。